

協議会資料

協議第 13 号

令和 7 年 4 月 1 日に一部事務組合が行う専決処分について

令和 7 年 4 月 1 日に一部事務組合が行う専決処分について、別紙のとおり協議する。

令和 7 年 3 月 19 日提出

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会

会長 飯 島 和 夫

令和7年4月1日に専決処分を行うもの(案)

番号	分類	議案名	内容	専決処分の理由
1	条例	休日を定める条例	休日に関し必要事項を定めるもの	地方自治法第4条の2の規定に基づき、条例で組合の休日を定める必要があるため
2	条例	公告式条例	公告式に関し必要事項を定めるもの	地方自治法第16条の規定に基づき、条例を定める必要があり、また、4月1日に交付する条例等があるため
3	条例	監査委員に関する条例	監査委員に関し必要事項を定めるもの	地方自治法第195条及び規約により設置義務があり、第202条の規定に基づき、監査委員に関して必要な事項を定めるため
4	条例	事務局設置条例	管理者の権限に属する事務を分掌させるため事務局を設置するもの	地方自治法第158条第1項の規定に基づき、内部組織を設置するため。また、4月1日より組織を定めて業務を行うため
5	条例	情報公開条例	公文書の公開を請求する権利について定めるもの	初議会前に情報公開請求があっても対応できるようにするため
6	条例	個人情報保護法施行条例	個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要事項を定めるもの	個人情報保護法に基づき、初議会前に本人情報の開示請求があっても対応できるようにするため
7	条例	行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例	行政不服審査法その他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため審査会を設置するもの	情報公開条例（専決処分予定）や個人情報の保護に関する法律第105条第3項で準用する同条第1項、行政不服審査法第43条第1項の規定により審査の諮問があっても対応できるようにするため
8	条例	職員定数条例	勤務する常勤の一般職職員の定数を定めるもの	地方自治法第172条第3項及び規約により条例で職員数を定める必要があり、また、4月1日より職員を配置する必要があるため
9	条例	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の特例に関し必要事項を定めるもの	初議会前に職員の休職等が生じても対応できるよう、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、手続きや効果を条例で定める
10	条例	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	職員の懲戒の手続及び効果に関し必要事項を定めるもの	初議会前に職員の懲戒事由が出る可能性があるため、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、手続きや効果を条例で定める
11	条例	職員のサービスの宣誓に関する条例	職員のサービスの宣誓に関し必要事項を定めるもの	地方公務員法第31条の規定に基づき、職員がサービスの宣誓をするための条例を定める
12	条例	職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	職務に専念する義務の特例に関し必要事項を定めるもの	地方公務員法第35条の規定に基づき、条例の定めるところにより職務に専念する義務の特例を定める必要があり、職員が初議会前に研修や厚生に関する計画に参加する場合に対応できるようにするため

番号	分類	議案名	内容	専決処分の理由
13	条例	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例	職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要事項を定めるもの	地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項を条例で定める必要があるため
14	条例	職員の育児休業等に関する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律を実施するため、職員の育児休業等に関し必要事項を定めるもの	地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関し、必要な事項を条例で定める必要があり、育児休業、育児短時間勤務、部分休業を利用する職員がいた場合、対応できるようにするため
15	条例	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定めるもの	地方公務員法災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する制度を定める必要があるため
16	条例	職員公務災害見舞金支給条例	職員の公務上又は通勤による災害に対する見舞金の支給に関し必要事項を定めるもの	初議会前に職員が公務災害に合う可能性もあるため
17	条例	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	議会の議長、副議長及び議員の議員報酬及び費用弁償等に関し必要事項を定めるもの	地方自治法第203条第4項の規定に基づき、4月1日より組合議員となる者の報酬等を定める必要があるため
18	条例	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関し必要事項を定めるもの	議会議決前に委員会等開催される可能性もあり、地方自治法第203条の2第5項の規定に基づき、非常勤特別職職員の報酬等を定める必要があるため
19	条例	管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例	管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関し必要事項を定めるもの	地方自治法第204条第3項の規定に基づき、4月1日より正副管理者となる者の報酬等を定める必要があるため
20	条例	証人等の実費弁償に関する条例	証人等の実費弁償に関し必要事項を定めるもの	地方自治法第207条の規定に基づき、議会や監査委員の求めに応じて出頭した者等への費用弁償を定める必要があるため 参考人等として初議会等へ出る可能性もあるため
21	条例	職員の旅費に関する条例	職員等に対して支給する旅費に関し必要事項を定めるもの	地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の旅費に関する事項を条例で定める必要があるため
22	条例	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	長期継続契約を締結することのできる契約に関し必要事項を定めるもの	川島町より長期継続契約となっている公用車とコピー機を4月1日から契約を引き継ぐため
23	条例	行政不服審査法関係手数料条例	行政不服審査法の規定による写し等の交付を受ける者が納付する手数料に関し必要事項を定めるもの	初議会前に行政不服審査法の規定による写し等の交付を受ける者がいる可能性があるため
24	その他	指定金融機関の指定	組合の指定金融機関を指定するもの	組合設立から、初議会までに支払い処理が生ずるため
25	その他	比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入について	比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体へ加入するもの	地方公務員法第7条により公平委員会は必置機関であり、地方自治法第252条の7第2項の規定により、比企広域公平委員会へ加入するため

協議第14号

川島桶川資源循環組合暫定予算について

川島桶川資源循環組合暫定予算について、別紙のとおり協議する。

令和7年3月19日提出

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会

会長 飯 島 和 夫

一般会計暫定予算の概要

令和7年度川島桶川資源循環組合予算については、令和7年4月1日に組合議会が開会できないことから、地方自治法施行令第2条に基づき暫定予算を調製する予定です。なお、第1回組合議会で当初予算の承認をいただき成立したときは、地方自治法第218条第3項に基づき、暫定予算は効力を失い、当初予算に基づく支出があったものとなります。

＜参考＞

地方自治法

第218条

- 3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

地方自治法施行令

- 第2条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、前条の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、これを執行するものとする。

第1回組合議会は4月下旬に開会予定であることから、暫定期間を4月1日から4月30日の1か月間とし、暫定予算は次のとおり計上します。

1 歳入

構成市町負担金のうち、4月請求分を計上し、それ以外は計上しない。

2 歳出

(1) 議会費

①議員報酬については1月分を計上する。

②議会開会1回分として、需用費を計上する。

③上記以外は計上しない。

(2) 総務費

①報酬のうち、特別職報酬は1月分、それ以外の委員会委員（行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会委員等）は会議開催1回分を計上する。

②総務費のうち、4月に要する費用や経常的経費を1月分計上する。

（旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金）

③上記以外は計上しない。

(3) 衛生費及び予備費

計上しない。

協議第 15 号

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会の解散について

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会の解散について、別紙のとおり協議する。

令和 7 年 3 月 19 日提出

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会

会長 飯 島 和 夫

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会の解散について

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会は、川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会規約第10条の規定に基づき、令和7年3月31日をもって解散する。

なお、事務の引継ぎについては、別紙2「川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会の事務の引継ぎについて」のとおりとする。

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会規約（抜粋）

（協議会の解散）

第10条 協議会は、事業の実施主体が確定した後に、委員の決議をもって解散する。

協議会解散後は、その事務を当該実施主体に引継ぐものとする。

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会の事務の引継ぎについて

川島桶川資源循環組合の設立に伴い、川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会（以下「協議会」という。）が令和7年3月31日をもって解散となるため、その事務について引き継ぐものです。

1 川島桶川資源循環組合への引継ぎ

- （1）令和6年度以前の川島町、桶川市による新ごみ処理施設整備に関する事務文書（業務委託の成果品含む）
- （2）協議会において購入した備品、消耗品及び構築したシステム（無償で譲渡するものとする）

2 川島町町民生活課生活環境グループへの引継ぎ

- （1）出納整理期間の支払い事務
支払いが令和7年4月以降となる事務について、処理を依頼
- （2）令和6年度の県交付金（ふるさと創造資金）の実績報告及び請求事務
- （3）令和6年度の協議会負担金の精算事務
- （4）令和6年度川島町一般会計予算のうち、ごみ処理広域化協議会事業に係る決算事務